

府県制度の歴史

<明治 14 年 (1881) > ○国会開設の勅語が発せられる

<明治 15 年 (1882) > ○伊藤博文に対して憲法調査の勅命

○憲法調査の項目の一つに「地方制度ノ事」があり、山縣有朋内務卿が責任者となる。

○我が国地方自治制度の父ともいわれる山縣は、憲法の施行、国会開設に先立ち、まず地方制度をつくり、地方自治の運用に相当の訓練を積み、国民の間に地方自治を通じて公共心を養う必要があると考え、市制、町村制、府県制も含めた、地方制度全体の体系的確立を目指した。

<山縣の考えた地方自治制度を整備することの効果>

- ・立憲政治の運用のための訓練の場として民衆の公共心を養い行政参加の知識経験を得ること。
- ・中央における政局の変動の影響を地方行政に波及させないこと。

○山縣が中心となって作成された府県制案は、天皇主権体制と自治制度の共存を目指したものであったが、自治制度は、議会主権（民主主義）へと発展する可能性があり、天皇主権を採用する立憲君主国家制度においては、必要最小限度の範囲内で認めればよいとする井上馨らの反対にあって、憲法制定前の府県制度の導入は頓挫した。

<明治 22 年 (1889) > ○大日本帝国憲法発布

○議院法、衆議院議員選挙法を公布

<明治 23 年 (1890) > ○府県制、郡制制定

○第 1 回衆議院議員総選挙が実施される

<昭和 21 年 (1946) > ○日本国憲法制定 (11 月 3 日公布)

○東京都制、府県制、市制、町村制改正
⇒都道長官・府県知事・市町村長の公選

<昭和 22 年 (1947) > ○参議院議員選挙法の制定

○第 1 回参議院議員通常選挙が実施される。

<昭和 25 年 (1950) > ○公職選挙法の制定